こんな相談がありました

~クーリング・オフ制度を活用した事例~

訪問販売で健康器具を購入した 80歳代一人暮らし女性のケース

●相談内容

3日前、突然「お母さん、体の調子はどう ですか?」と若い男性が訪問してきた。なん だろうと思って玄関を開けると男性は玄関に 座り込み、「これを使うと血行が良くなり膝や 腰の痛みがとれますよ」などと言って健康器 具の説明を始めた。

腰痛で悩んでいたため男性の話をしばらく 聞いていたが、32万円の商品であることが分 かり支払えないと言って断った。しかし、そ の後もなかなか帰らなかったので、結局断わ りきれずに頭金2万円をその場で払い、残り は分割払いにした。試しに使ってみたが説明 されたような効果がなく、高額で支払が困難 なので解約したい。

●処理結果

訪問販売による契約であり、契約から4日 目の相談だったので、ハガキ(簡易書留郵便) でクーリング・オフ通知を出すよう助言しま した。

その結果、無条件で解約でき、支払済みの 2万円は返金され、使用した健康器具は着払 いで返品することができました。

クーリング・オフの手続方法

- ○簡易書留など、必ず証拠が残る方法で行いましょう。
- ○両面ともコピーして証拠として保管してください。
- ○クレジットを利用して購入した場合には、クレジッ ト会社にも同様の通知を出してください。
- ○宛て先は、「代表責任者宛て」とし、個人名は記載 しないようにしましょう。

はがきの記載例

ハガキ(裏)

契約解除(申し込み撤回)通知 契約(申込)日 平成 年 月 日

商品•役務名

契約金額

販売会社名 (担当者)

上記契約を解除します。

すみやかに支払済の 円を返金し商品を 引き取ってください。

今後、貴社との全ての取り引き意思はありま せんので、いかなる勧誘も一切お断りします。

印

申し出日 平成 年 月 日

住所

氏名

00000000000

ハガキ(表)

取引の形態によってはクーリング・オフできる場合とできない場合 があります。また、クーリング・オフ期間を過ぎていても、クーリング・ オフができたり、取り消しできる場合があります。

詳しくは、消費生活センターへお問い合わせください。

※年末年始など消費生活センターに相談できないときは、まずはクー リング・オフ手続きをしておきましょう。

てから、 ときは、契約書を受け取っ訪問販売・電話勧誘販売の

条件に解約できる制度です けてから一定期間であれば無

ング・オフを行うと

きは、契約書を受け取ってマルチ商法・内職商法のと 8日間

知人や友人に 商品を売ったり

会員を紹介する

だけで

もうかりますよ

契約は、

はじめからなかっ

たことになり、

支払済みの

商品を受け取っている場合 現金は、全額返金されます

> ク も同様です

とクは

? ij

ング・オフ

制

度

【問い合わせ】市消費生活センター

7

9 9 4

31

6

が利用できる期間クーリング・オフ 制 度

健康食品

考えて必要ないと判断した場

契約書面の交付を受

契約をした場合でも、

冷静に

消費者

発生します 期間内に書面を発送すれば リング・オフ の効果は、



めの情報提供・助言・あっせビス等についての苦情や問い市消費生活センターでは、

あっせんや被害の未然防止を目2や問い合わせ等を受け付け、解

程)とし

の皆さんからの商品

やサ

た出前講座などの啓発活動を行って

談の内容は年

います。

解決方法は、それぞれ

相談内容により

ング・オフ制度につ

被害額は高額になっ

消費者トラブル

します

訪問販売



電話勧誘販売

んなときは、

才 が可能です

内職商法

マルチ商法

10万円の収入は

保証するわよ!

パソコンまで買っ

仕事がこない・

たのに、

9 KANOYA CITY PUBLIC RELATIONS